

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、大宮地方環境整備組合職務の級及び職制上の段階ごとの職員の数について、以下のとおり公表します。

職務の級及び職制上の段階ごとの職員の数（令和6年4月1日現在）

行政職給料表（一）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事補又は技師補の職務	2	14.3	主事補	1	2	14.3	主事・主事補級
	2 主事又は技師の職務			主事	1			
2級	1 主幹の職務	2	14.3	主幹	2	2	14.3	主幹級
3級	1 主任の職務	5	35.7	主任	2	5	35.7	係長・主任級
	2 係長の職務			係長	3			
4級	1 主査の職務	1	7.1	主査	1	1	7.1	主査級
5級	1 課長補佐、所長補佐及び室長の職務	4	28.6	所長補佐	1	4	28.6	課長・課長補佐級
	2 課長及び所長の職務			課長・所長	3			
6級	1 参事の職務			参事				次長・参事級
	2 事務局次長の職務			事務局次長				
7級	1 事務局長の職務			事務局長				局長級
合計		14	100.0					

行政職給料表（二）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 一般技能職員の職務			技手				—
	2 労務作業員の職務							
2級	1 技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務			技手				—
	2 技能又は経験を必要とする労務作業員の職務							
3級	1 相当な技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務			技手				—
	2 相当な技能又は経験を必要とする労務作業員の職務							
4級	1 高度の技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務			技手				—
	2 高度の技能又は経験を必要とする労務作業員の職務							
5級	1 特に高度の技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務	1	100.0	技手	1	1	100.0	—
	2 特に高度の技能又は経験を必要とする労務作業員の職務							
合計		1	100.0					